

# 諸規程

公益社団法人富山県診療放射線技師会

## 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県放射線技師会(以下[本会]という)会員の功労並びに永年勤続による功労に対して会長の表彰に関する必要事項を定めることを目的とする。

### (表彰の基準)

第2条 前条の目的を達成するため次の各号のいずれかに該当する会員を表彰することが出来る。

- (1) 本会の発展に関し、顕著な功績があった者(功労賞・感謝状)
- (2) 保健医療に関する研究・発明および考案を行った者(学術功労賞)
- (3) この会に入会后、継続的に30年以上経過した者(永年勤続功労賞)
- (4) 前各号のほか、特に理事会が必要と認めた者

### (表彰の審査・決定)

第3条 表彰の審査は理事会で選考し、決定する。

### (表彰状の名称)

第4条 表彰状の名称記載について

- (1) 功労賞と感謝状の区別をする。
- (2) 学術功労賞・永年勤続功労賞等は、単に「功労賞」と記載する場合がある。
- (3) そのほかに「賞」に応じた名称を記載する場合がある。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として定期総会において行うものとする。但し、必要によりその都度行うことが出来る。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

- (2) 前項の表彰状には副賞を添えるものとする。

### (規程の改定)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り議決を経なければ改定することが出来ない。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会で行う。

## 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

## 役員選出規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県放射線技師会(以下「本会」という)定款第21条に基づく役員の選出について必要な事項を定める。

第2条 役員に欠員が生じたときは、この規程に準じて行う。

### 第2章 選挙管理委員会

#### (選挙管理委員会の設置)

第3条 役員を選出するために、選挙管理委員会を設置する。

#### (委員の選出)

第4条 選挙管理委員会は、理事会の推薦を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 委員の定員は5名、任期は2年とし、委員長は互選とする。
- 3 役員及び選挙の候補者は、委員になれない。

#### (委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- ① 選挙の公示(選挙期日30日前に、選挙の公示)
- ② 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の通知(選挙日7日前まで)
- ③ 投票及び開票の管理と当選の確認
- ④ その総会での選挙の結果報告
- ⑤ その他選挙に必要な事項
- ⑥ 役員の立候補者が定員に満たない場合は、当人の承諾を得て推薦することができる。

### 第3章 役員の選挙

第6条 役員に立候補しようとする者または推薦しようとするものは、選挙管理委員会に届け出る。但し、推薦の場合は本人の承諾を必要とする。

第7条 立候補、推薦候補の届け出締め切りは、公示日以後、総会前2週間とする。

第8条 選挙は立候補届のあった者について、総会に於いて正会員の無記名投票で行う。

### **(投票の順序)**

第9条 投票は次の順序によって行う。

- 1 理事
- 2 監事

### **(当選人の決定)**

第10条 当選者は有効投票数の過半数をもって当選とする。ただし、過半数得票者が役員  
の定数を超える場合は得票順に定数までのものを当選とする。

- 2 有効投票数の過半数の信任得票を得るものが役員定数に満たない場合は、当選人が定  
数に達するまで再投票を行う。

## **第4章 無投票当選**

### **(無投票当選)**

第11条 各選挙を通じ締め切り日を経過しても候補者が定員を越えないときは、無投票で  
当選者を定めることができる。

## **第5章 選挙権及び被選挙権**

### **(選挙権及び被選挙権)**

第12条 選挙及び被選挙権は、会費を完納している会員に限る。

## **第6章 雑則**

### **(改廃)**

第13条 この規程の改廃は、総会の議決を経なければならない。

### **(委任)**

第14条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

### **附 則**

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益  
財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第106条第1項に定める公益法人の  
設立の登記日から施行する

## 会費の納入規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県放射線技師会(以下「本会」という)定款第7条に定める会費の納入についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

### 第2章 会費の納入

#### (会費)

第2条 本会に入会しようとする者は、会費を納入するものとする。

- 2 正会員の会費は年額 7,000 円とする。
- 3 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- 4 正会員の会費の 20%以上を公益事業に充当するものとする。

#### (納入方法及び期限)

第3条 会費納入期限は当該年度の9月30日とする。ただし、新入会、再入会は入会時に納入する。

- 2 会費納入は、本会指定の納入方法に従い、納めるものとする。

### 第3章 会費免除

#### (会費の免除)

第4条 正会員が公益社団法人日本放射線技師会の会費納入規程に基づき会費免除の申請をし、許可通知が交付された場合、本会会費の免除を同規程の定める期間に限って行うものとする。

### 第4章 雑則

#### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

#### (委任)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

#### 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

2 賛助会員は会費を納入し、定款第2章で定める事業に参加することが出来る。

3 平成25年3月2日 一部改正

4 平成28年5月21日 一部改正

## 慶弔規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人富山県放射線技師会(以下「本会」という)が会員に対する、弔慰及び慶祝等について定める。

#### (弔慰)

第 2 条 会員及び密接な関係を有する団体葬並びに個人に弔慰する。

- (1) 会員には、1 万円相当の御霊前もしくは花輪を送る。
- (2) 本会と密接な関係を有する団体葬、個人等には応分の供物をする。

### 第 2 章 雑則

#### (改廃)

第 3 条 この規程は、理事会の議決を経て改定する。

#### (委任)

第 4

条 この規程以外に特別な事情が生じた時は、理事会で決定する。

#### 附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

## 永田儀四郎学術賞(学術奨励基金・取扱規程)

### (趣旨)

この基金は、富山県放射線技師会設立に大きく貢献された故永田儀四郎氏の遺志により寄付されたもので、故人の多年にわたる業績を記念するための学術奨励基金「永田儀四郎学術賞」として富山県在住の放射線技師に授与する。

### (目的)

診療放射線学の発展と診療放射線技師の学術的業績の向上をはかり、もって会員の医療への自覚への高揚を奨励するために学術奨励賞授与を制定する。

### (資格)

公益社団法人富山県放射線技師会に所属する会員とする。

### (対象)

診療放射線学に関する学術、調査研究で日本放射線技師会雑誌への投稿、全国放射線技師総合学術大会での発表、または富山県放射線技師会学術大会での発表、または会報などに投稿された中から優れた物を選んで表彰する。

### (審査)

表彰の審査は、公益社団法人富山県放射線技師会会長が委嘱する委員若干名の選考によりその答申を得て理事会において決定する。

### (表彰)

永田儀四郎学術賞は、表彰状及び記念品、調査研究費として総会において授与する。

### (基金)

基金は「永田儀四郎学術賞」基金として管理する。

### (附則)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。